

令和7年6月定例会 総務委員会（付託）

令和7年6月20日（金）

〔委員会の概要 知事戦略局・企画総務部関係〕

出席委員

委員長	古野	司
副委員長	岡本	富治
委員	福山	博史
委員	眞貝	浩司
委員	立川	了大
委員	庄野	昌彦
委員	近藤	諭
委員	梶原	一哉
委員	達田	良子

議会事務局

議事課長	郡	公美
議事課課長補佐	小泉	尚美
議事課主任	広田	亮祐

説明者職氏名

〔知事戦略局〕

局長	吉岡 健次
プロジェクト統括監	木野内 敦
政策統括監	阿部 順次
次長	大岡 士郎
秘書室長	一ノ宮哲也
外事室長	藤川 忠大
政策推進室長	高木 和久

〔企画総務部〕

部長	佐藤 泰司
広域行政担当部長	島田 浩寿
副部長	高崎 美穂
参事	横田 勤
次長（財政課長事務取扱）	布施 貴史
政策企画課長	内海はやと
法制監察課長	森本 伸一
人事課長	小山 高弘
自治研修センター所長	倉橋 文代

職員厚生課長	山名由起子
総務事務管理課長	宮井 陽子
管財課長	千崎 幸代
税務課長	小林 昭仁
市町村課長	林 耕治
地域連携課長	平畠 充祐
情報政策課長	穠葉 圭司
情報政策課行政D X推進室長	西森 修
統計課長	福田 善仁

〔南部総合県民局〕

副局長	賀原 一徳
-----	-------

〔西部総合県民局〕

副局長	出口 修
-----	------

〔出納局〕

会計管理者（出納局長兼務）	森 琢真
副局長（会計課長事務取扱）	大久保 彰
公共入札検査課長	鈴江 和好
公共入札検査課公共入札担当課長	吉田 秀昭

【報告事項】

- とくしま新未来D X推進プランの進捗について
-

古野司委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（11時48分）

これより知事戦略局・企画総務部関係の審査を行います。

知事戦略局・企画総務部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところでありますが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

島田企画総務部広域行政担当部長

企画総務部から、1点御報告申し上げます。

資料はお配りしてございませんが、とくしま新未来D X推進プランの進捗について御報告させていただきます。

令和7年2月に当委員会で御報告いたしました当該プランにつきましては、去る3月31日に策定し、県のホームページにおいて公表しております。

現在、この計画に基づき各部局がD Xの取組を推進しているところでございますが、今後、夏にはとくしま新未来D X推進会議を開催し、プランの進捗状況につき各部局から報

告を受けることとしており、この取組状況を踏まえ、令和7年度末をめどに必要な応じて、プランを改定したいと考えております。

なお、当該プランでD Xの推進に向けた課題と取組方針として掲げております、官民で地域課題の解決策を議論する場、とくしまD X推進H U Bの創設につきましては、公募型プロポーザルにより委託事業者の選定を終え、現在、施工の前段階である施設の設計に向け、協議を進めているところでございます。

企画総務部からの報告は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

古野司委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

福山博史委員

とくしま新未来D X推進プランの進捗についての報告がありましたが、さきの代表質問において、我が会派の元木議員からの徳島県全域におけるD X推進についての質問に対し、上田政策監から、とくしまD X推進H U BがD X人材の交流、育成の拠点となるよう検討を進めていく旨の御答弁がありました。この点について、しっかりと取り組んでいただきたいと思いますが、県内市町村においてもD Xの推進に向けた取組を進めるに当たってD X人材の確保が重要になってくると考えます。

現時点において、多くの市町村ではD X人材が不足している状況かと思いますが、県としての認識を教えてください。

亀葉情報政策課長

D X人材の不足に係る県としての認識について御質問を頂きました。

D X人材は全国的に不足しており、特に地方にある小規模市町村単独での人材確保は、大変難しい状況にあると認識しております。

実際、昨年度に市町村の状況について担当者によるヒアリングを実施しましたところ、D X人材を募集しても応募がない、採用してもすぐ辞めてしまう、D X人材を育成するだけの余力がないなど、D Xの推進に向けた体制づくりに苦労しているとの声が多く寄せられました。

そこで今年度より、とくしま新未来D X推進体制支援事業としまして、市町村のD X推進の取組を支援する体制を構築することとしております。

具体的には、県が事業者には業務委託を行い、事業者において市町村が地域D Xの推進について相談できる窓口を設置するほか、事業者の擁するD X人材が市町村の要請に応じて伴走支援を実施するというものでございます。

本事業の実施によりまして、市町村が円滑にD Xを推進できるよう、県としてできる限りの支援を行うとともに、引き続き、様々な手法を通じまして、外部D X人材の確保に努めてまいります。

福山博史委員

今年度より市町村に対する支援事業を実施しているとのことですが、既に市町村に対する支援は始まっているのでしょうか。事業の進捗についても、お伺いいたします。

穂葉情報政策課長

事業の進捗について御質問を頂きました。

まず、5月の中旬に、DXに係る専門的な知見を有する民間事業者と委託契約を締結いたしました。

その上で、5月中旬から6月上旬にかけて、当該事業者の擁するDX人材と県職員が県内の全市町村を訪問し、事前アンケートの結果を踏まえながら、対面でのヒアリングを通じて、各団体におけますDX推進業務の現状等について把握したところです。

また、先日、市町村がDXを推進する上で生じた課題について、年間を通じて相談することができる相談窓口を開設いたしました。

今後は、ヒアリングの結果を踏まえ、希望する市町村に対して課題に寄り添った伴走支援を実施していくなど、外部DX人材を活用した積極的な支援を展開してまいります。

福山博史委員

市町村が抱える課題を丁寧に把握し、希望に沿った支援を実施していくということです。希望する市町村に対して早期に支援を開始できるよう、引き続き、事業を進めていただければと思います。

近藤諭委員

私からは、指定管理者制度の見直しについてお伺いいたします。

事前委員会で指定管理者制度の見直しについて報告がありましたが、指定管理者の審査選定手続について、お尋ねいたします。

まず、県において、どのように指定管理者の選定を行っているのか、全体の流れを教えてください。

小山人事課長

ただいま近藤委員から、指定管理者の選定手続についての御質問を頂きました。

指定管理者の選定に当たりましては、各部局において、原則として施設ごとに幅広く公募を行うとともに、外部有識者で構成される選定委員会を設置することとしております。

選定委員会においては施設ごとに審査基準を定め、各委員がその審査基準に基づいた総合的な採点を行い、その合計点により指定管理候補者を選定することとしております。

なお、指定管理者の指定は地方自治法に基づく議決事項であることから、選定委員会において指定管理候補者が選定された後、県議会に関係議案を提出させていただいてるところでございます。

近藤諭委員

分かりました。

事前委員会では、応募者の資格要件の一部見直しについても報告がありましたが、新規参入の促進のためには審査基準などを含めた更なる見直しも必要ではないかと考えます。言える範囲で結構ですので、審査基準にはどのような項目があるのか教えてください。

小山人事課長

ただいま、審査基準についての御質問を頂きました。

審査基準につきましては、制度所管課である人事課が全庁にお示ししております審査基準例を基に、所管部局が施設の特性に応じた検討を行いまして、各選定委員会において定めることとしております。

飽くまでも例示とはなりますけれども、審査基準例においては、県民の平等な利用の確保と施設の効用の最大限の発揮、また効率的な管理運営、経済性の追求、安定した管理のための人的・物的経営基盤の状況、その他、地域との連携や地域貢献度などを審査基準の基本的項目としてお示ししておりまして、選定委員会において、施設ごとに更に詳細の項目と配点などを決定していただいているところでございます。

近藤諭委員

審査基準の考え方についても分かりました。

過去の指定管理者としての実績を評価対象としていることが新規参入の妨げとなっているという声も聞いたことがあるのですけれども、競争性の確保のため、この部分については見直しの検討が必要と考えますが、どういう所見か伺います。

小山人事課長

審査基準の見直しについての御質問を頂きました。

先ほど御説明させていただきましたとおり、指定管理者の選定に当たりましては、その業務遂行力を含め、選定委員会において施設の特性に応じた審査基準に基づく総合的な評価により、適正に審査、選定を行うとともに、実績の評価につきましては、指定管理者としての実績のみならず、他県や他の類似施設などの管理運営実績を広く評価することとしております。

これまでの指定管理者の実績については、民間ノウハウなどを活用した適正な管理運営が図られてきたか、また逆に不適切な点はなかったかなど、プラスとマイナスの両面において、一定の範囲で評価とそのフィードバックを行うことも必要であると考えておりますけれども、委員御指摘のとおり、指定管理者としての実績がないことが、公募及び審査選定過程において新規参入の障壁になることは、制度本来の趣旨とも異なっていると思っております。

過去の指定管理者の実績の有無にかかわらず、応募者の業務遂行能力に基づいた公平な選定が行われるよう、各所管部局に対して改めて周知を図ってまいりたいと考えております。

また、更なる競争性確保に向けて、公募手続や制度全体の見直し方針につきましても、9月頃の取りまとめに向け、しっかりと検討を進めてまいりたいと考えております。

近藤諭委員

指定管理者としての実績があることだけをもって、審査選定過程において有利になったり、新規参入の妨げとなることがないよう、適切な制度運用をお願いしたいと思います。

次に、審査選定過程における外部専門家等からの意見聴取について伺います。

一口に指定管理施設といっても、例えば観光施設や地域に密着した防災・福祉施設など多種多様な施設があり、指定管理者の審査選定においては、その施設分野に応じた専門性の高い外部専門家等の意見を積極的に聴取し、知見を生かしていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

小山人事課長

ただいま、選定委員会の選定委員についての御質問を頂いたかと思います。

委員御指摘のとおり、指定管理者の選定手続において、施設分野に応じた外部専門家等の意見を聴取しまして、公募内容や公募手続、更には今後の施設の在り方の見直しについて反映していくことは、大変有意義なことであると考えております。

現在、進めております指定管理者制度の全庁見直し検討におきましては、選定委員会における委員選定も含めた応募手続に関しましても、施設ごとの抜本的な見直し方針を取りまとめることとしておりまして、引き続き御指摘いただいた点も十分に踏まえながら、施設の特性に応じた外部専門家等の知見の更なる活用につきましても、各施設所管課と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

また、これに併せてチェック体制の強化に向けましては、専門家も含めた第三者組織の設置についても具体的に検討を進めてまいります。

近藤諭委員

引き続き、内部だけではなく外部の専門性と知見を十分に生かし、個々の施設の特性に応じた魅力度の向上や制度全体におけるチェック体制の構築など、指定管理者制度の抜本的な見直しにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

古野司委員長

午食のため休憩いたします。（12時01分）

古野司委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時06分）

それでは質疑をどうぞ。

梶原一哉委員

まず初めに、未利用財産の状況についてお伺いいたします。

今、未利用となっている県有財産がかなりあると思うのですが、現在の状況について教

えていただければと思います。

千崎管財課長

ただいま梶原委員より、県における未利用財産の状況についての御質問を頂きました。

用途廃止した普通財産につきましては、それぞれの施設の所管課において管理しております。

各部局に確認したところ、令和7年1月1日時点におけます用途廃止した土地、建物の普通財産のうち、売却手続中や貸付中のもの等を除き、未利用となっているものにつきましては、土地が75件で約21万㎡、建物が76件で約4万7,000㎡となっております。

梶原一哉委員

今、土地が75件、建物が76件ということで、この未利用財産については今後、売却や活用をしっかりと考えていく必要があるかと思うのですが、今後どのような対策を考えておられるのかを教えてください。

千崎管財課長

ただいま梶原委員から、未利用財産の有効活用に向けた対策についての御質問を頂きました。

未利用財産につきましては、一般競争入札による売却を基本とし、3年間の未利用財産の売却計画を策定し、現在は令和5年度から令和7年度までの計画に基づき、具体的に売却予定物件を公表した上で、計画的に売却を進めているところでございます。

計画の中のこれまでの売却実績は、旧知事公舎や旧吉野本町団地、県営住宅など4件、約7,400㎡、金額にして約4億4,200万円が売却済みとなっております。

また、売却困難な未利用財産のうち貸付可能なものにつきましては、有効活用リストとしてホームページで公開するとともに、職員向けには財産の情報共有が可能となる財産活用マッチング掲示板を開設し、部局間での利活用の促進に取り組んでいるところでございます。

さらに、売却や貸付けに加えて、既存ストックの有効活用にも積極的に取り組んでおり、東部防災館おきのすインドアパークや徳島木のおもちゃ美術館など、リノベーションにより県の他の施設への転用を行い、既存施設の再生を図っているところでございます。

未利用財産の活用方法や処分手法の検討につきましては、外部有識者から成ります徳島県公有財産リフレッシュ会議におきまして意見を聴取しており、今後も公有財産の最適化に向け取り組んでまいります。

梶原一哉委員

今御答弁があった、中吉野町の県営住宅とかは住宅地のど真ん中にありまして、ずっと傷んだままで、カラスの寝床になっていたような状態でしたが、民間のマンション事業者が買い取ったということで、解体もされて住民の方は喜んでおられます。特にこういった町なかにある物件につきましては、古くて使えないものは速やかに解体していただく、また売れるものは売っていただきたいと思います。

特に、旧徳島テクノスクールが1万3,000㎡ほど、約4,000坪ありますが、こういう所も今後しっかりと活用を図っていただきたいと思います。とっております。

県民の方からよく聞くのが動物園跡地。私も令和3年6月の総務委員会でも質問させていただいたのですが、あれはもったいないという声をよく聞きます。

動物園跡地の今後の利活用をどのように考えているのか、教えていただければと思います。

千崎管財課長

ただいま梶原委員から、動物園跡地一帯の今後の利活用についての御質問を頂きました。

動物園跡地一帯は、敷地北側から約6,700㎡の国有地、県が所有しております約8,300㎡の旧聾学校跡地、市が所有する約1万9,000㎡の動物園跡地が隣接しております土地でございます。

当該土地は徳島市中心部におけます貴重な公有地であることから、平成29年11月に設置されました四国財務局、徳島県、徳島市で構成します、徳島市における国公有財産の最適利用推進協議会におきまして、有効活用について検討を行ってきております。

現在、県有地部分につきましては、阿波おどり関連イベントや建設工事の資材置場等に短期で貸付けを行い、歳入確保に努めているところでございます。

梶原一哉委員

動物園跡地は川に挟まれて、また動物園の跡地ということですから素晴らしい緑の環境がまだ残っています。

あそこは本当に一等地ですし、国道からも近いですから、国道からのアクセスとかを考えて、例えば国道からアクセスができるように、どこかを買収して道を拡張して進入路が確保できるようにとか、今後、様々な活用方法を探っていただいて、素晴らしい土地だと思いますので、良い方向で活用できるように検討していただければと思います。よろしくお願いします。

続きまして、知事戦略局にお聞きいたします。

事前委員会でも報告していただいたのですが、組織再編で知事戦略公室が知事戦略局に改編されましたけれども、これはどのような特徴を持った組織なのか、簡単に教えていただければと思います。

一ノ宮知事戦略局秘書室長

知事戦略局の組織再編についての御質問でございます。

令和7年4月の組織機構改革におきまして、それぞれ各部局で所管しておりました広報発信業務と外交戦略、国際交流業務を移管しまして、新たに知事戦略局として広報・外事機能の一元化とその強化を図ったところでございます。

具体的には、外事室長など新たに室長ポストを設置するとともに、それぞれに選任の担当職員を配置しまして、各部局におけます情報発信や国際関係業務と連携し、部局を横断する重要政策にスピード感を持って取り組んでいるところでございます。

梶原一哉委員

分かりました。

私も県の公式LINEに登録していますが、頻繁に情報が発信されていて、県民の方からも結構参考になるという声も聞きますので、Facebookや様々なSNSを使って、これからもどんどん発信していただきたいと思います。

また、外事機能を強化したということで、今、定期就航便とか様々な国際便をどんどん展開していますので、これからも内向きじゃなくて外向きの外交戦略をどんどんやっていただきたいと思いますのでお願いします。

その外事国際交流に関して伺いたいのですが、本年の1月に韓国と済州特別自治道と友好交流に関する覚書を締結しました。

私も調印式と夕食の懇談会には出席させていただいたのですが、先日の事前委員会におきましては、タイのプーケット県と交流推進を目的とする覚書の締結について御報告いただきました。改めて、覚書の締結に至った経緯を教えてください。

藤川知事戦略局外事室長

ただいま梶原委員より、韓国の済州特別自治道及びタイのプーケット県との覚書締結につきまして御質問を頂きました。

本県では、本年を国際元年と位置付け、地理的、歴史的な結び付きを共有し、経済成長を続けているアジアをターゲットに交流拡大による地域活性化や地域の課題解決に努めているところであり、本年1月25日に韓国の済州特別自治道と、また5月13日にタイのプーケット県と双方の合意や協力意思を確認するために交わす文書、了解覚書というのですが、英語で言いますとMemorandum of Understanding、略してMOUを締結したところでございます。

それぞれの締結の経緯について御説明を申し上げます。

まず、韓国・済州につきましては、一昨年10月に韓国のイ・サンミン元行政安全部長官が本県にお越しになられました。

帰国後、済州特別自治道のオ・ヨンフン知事に、徳島県との交流を進めていただき、昨年5月には済州側からの招待によりまして、後藤田知事が済州国際フォーラムに登壇し、その機会に済州のオ・ヨンフン知事と面会后、事務レベルでの交流を実施したところ、本年1月24日から26日の行程でオ・ヨンフン知事を団長とする訪問団が本県に来県される機会を捉えまして、友好交流に関する覚書を締結いたしました。

次に、タイのプーケット県につきましては、昨年2月のタイ訪問の際、プーケット県のソポン・スワンナラット知事との間で交流の推進が話題になり、機運醸成に向けた事務レベルでの交流を進め、昨年10月に経済ミッション団の現地訪問の際に、後藤田知事からプーケット県知事に本県への訪問を提案しておりました。

本年3月にプーケット側から大阪・関西万博に合わせて徳島を是非訪問したいとの御連絡を受けまして、この来県の機会を捉えまして交流推進の覚書締結を提案したところ、先方に快諾していただいたことから、5月13日に交流推進を目的とする覚書を締結したところでございます。

梶原一哉委員

済州もプーケットも、世界に名だたるリゾート地として、何で済州とプーケットなのかという疑問がありましたけれども、経緯を聞いて大体のところは分かりました。

それと、それぞれ覚書を交わしたということですが、今後はどのような分野での交流を行おうとしているのかを教えてくださいたいと思います。

藤川知事戦略局外事室長

それぞれの覚書におけます交流分野につきまして御質問を頂いております。

韓国の済州特別自治道とは70万人弱といった人口規模、それから共に温暖な気候といった似通った背景も踏まえまして、SDGsや環境、観光、農林水産業といった分野での交流に加え、スポーツや文化を含む青少年交流を実施することといたしております。

また、タイのプーケット県とは環境や経済面、また地震や防災面での課題をお聞きしたことから、経済、文化、防災など、様々な分野で相互に協力するとしております。

今後、お互いの強みを生かし、相互の発展を目指して交流を進めてまいります。

梶原一哉委員

プーケットは、済州もそうですが、観光面で様々学ぶべきところがたくさんあると思います。世界が取り組んでいる発想も、結構面白い発想で取り組んでいるところもあると思いますので、そういうところはどんどん徳島も見習って観光政策に生かしていただきたいと思います。交流分野については分かりました。

それと、済州との交流において、徳島少年少女合唱団が済州側からの招待を受けて、5月の済州フォーラムで公演を行い、非常に素晴らしい公演だったとお聞きしております。

合唱団の子供さんたちも、現地の子供さんと様々な交流ができて、感動のうちのフォーラムであったというふうに聞いておりまして、こういう青少年同士の交流が図られるのは本当に素晴らしいことだと思っております。

この文化交流も大事だと思うのですが、今回の覚書は、徳島県にとってどのようなメリットがあるのか、それをもう一度お聞かせいただければと思います。

藤川知事戦略局外事室長

覚書締結のメリットにつきまして御質問を頂いております。

海外の都市と覚書の締結を行うということは、互いの強みを生かし、相互の繁栄、発展を促進するため、連携協力する関係を築いていくというふうに理解しております。

韓国・済州につきましては、廃棄物リサイクル率85%を誇るなど、カーボンニュートラルに向けた環境分野の先進都市でありますし、またタイのプーケット県は、人口約40万人の地域に1,300万人以上の観光客が集まる、アジアの代表的な観光エリアでございます。

両地域ともSDGsや観光といった分野で先進的な取組を展開しており、本県といたしましても、抱える課題の解決策の実施やビジネスマッチングの促進に生かすことができると考えております。

今後は、覚書に盛り込まれた幅広い分野での連携、協力を進めることにより、ビジネスチャンスの拡大による地域経済の活性化や、子供たちの国際意識の高揚にしっかりとつな

げてまいります。

梶原一哉委員

覚書の締結を、地域経済の活性化につなげていきたいという御答弁がありましたが、今後、岡本副委員長がおられますけれども、経済分野での交流でありますとか、また徳島の経済界への働き掛けについては、どのように取り組んでいくのか教えていただければと思います。

藤川知事戦略局外事室長

ただいま、交流を通じました地域経済の活性化に向けた取組について御質問を頂きました。

人口減少や過疎化の進行の中、本県の地域経済の活性化を図っていくためには、県内事業者の皆様方の販路開拓・拡大や海外進出、観光誘客をはじめ、海外との人、物、情報など様々な交流を推進することが必要であり、海外と経済分野での交流を進める中におきましても、その効果を実際に地域経済に波及させる取組は非常に重要であると認識しております。

このため、済州、プーケットの訪問団来県の際には、県内事業者の視察、文化、観光の体験、県産食材のPR、さらには交流会の開催を通じまして、訪問団と県内事業者の皆様方の交流の機会を創出し、つながりづくりを図ったところであります。

また現在、タイのバンコクに開設した徳島県アジアデスクや韓国の一般財団法人自治体国際化協会、クレア、ソウル事務所駐在員がプーケット県や済州等とも連携しながら、県内事業者の皆様方の現地でのビジネス活動をサポートする体制を整えているところでございます。

さらに、知事戦略局におきましても、日本にあります海外公館や海外の日本国総領事館といった関係機関とコミュニケーションを図りながら、現地情報の収集、またそのフィードバック、関係部局への情報共有も図っているところでございます。

今後とも、販路開拓やビジネスマッチングといった経済交流を推進するために、済州、それからプーケットと課題をしっかりと共有し、その解決策を図るとともに、関係部局、関係団体と連携し、覚書の締結を地域経済の活性化につなげる取組を進めてまいります。

梶原一哉委員

分かりました。

実際に、地域経済に波及される取組が非常に重要であるとおっしゃっておりますので、地域にしっかりと成果が出るように、今後は取組を進めていただきたいと思います。

また、徳島県アジアデスクとか、ソウル事務所も駐在員を置かれたということですし、費用対効果もありますので、今後は、しっかりとメリットのある取組を行っていただきたいと思います。

これからの経済交流、文化交流、また人的交流とかが、非常に大事なかなと思うんですが、2025年2月に県が徳島県貿易・国際事業実態調査の結果報告を出されていますが、これを見ますと四国4県の輸出額が約1兆円。それぞれの四国4県で、輸出額がどれぐらいある

かが載っていきまして、徳島県が前年比15%減の161億円、香川県が2.7%減の3,046億円、愛媛県が7.4%減の7,725億円で、この3県が減少して、高知県は23.2%増の437億円です。

徳島県は161億円ということで、輸出については他の3県に大きく水をあけられておりますので、まだまだ輸出については、徳島の伸び代があるのではないかと考えております。香川が3,000億円で、愛媛が7,000億円ですから、こういったところに負けないように、しっかり取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いします。

達田良子委員

徳島県の政策要望が5月に出されております。この中で要望34の、DXの取組に対する継続的な支援について、お尋ねしたいと思います。

要望が四つ挙げられておりまして、一つは情報システムの標準化・共通化に向けた移行支援、それから二つ目に広域自治体で連携したデジタル人材の育成・確保・活用への支援、三つ目にマイナンバーカードの取得・利活用の促進、四つ目にデータ連携基盤の共同利用という4点が挙げられています。

この中で、現状・課題、本県の取組というところの、特に四つ目に書かれているマイナ保険証についてお尋ねしたいと思います。

マイナ保険証に関しましては、この中に書かれております現状や課題を見ますと、マイナ保険証への移行に当たり国民に様々な不安が生じ、自治体及び関係機関にも制度改正への対応や住民対応の負担が生じたことを踏まえ、重大な影響を及ぼす取組を行う際には、国民の不安を払拭し、自治体及び関係機関の負担を増大させないよう、あらかじめ十分な対策が必要であると述べられております。

この中で、住民対応の負担が生じたことを踏まえというのは、具体的にどういうことであつたのか、それから、あらかじめ十分な対策が必要であるというのは、どういう対策が必要であつたのか、具体的に教えていただけたらと思います。

穂葉情報政策課長

政策要望におきますマイナ保険証の記載につきまして、御質問を頂きました。

令和5年6月2日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆるマイナンバー法等の一部改正法が成立いたしました。令和5年12月22日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令が閣議決定され、令和6年12月2日に現行の健康保険証を廃止し、マイナ保険証に移行することが法令上で決定されたところです。

マイナンバーカードを取得していない方や、マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方は、申請によらず保険者から送付される資格確認書により、従来どおり保険診療を受けることが可能となっております。

これについての周知において、自治体及び関係機関で非常に負担が生じたということは認識しているところでございます。

また、発行済みの健康保険証や資格確認証につきましても、国政各会派におきまして議論され、附帯決議において適切な措置が講じられるよう求められたところでございます。

こうした中、昨年3月11日には、本議会におきまして、マイナ保険証に関する国民の不安払拭と信頼性を確保し、円滑な移行を実現するため、国に対して意見書を提出いただいたところでございまして、県におきましても昨年の5月23日に、国に対してマイナ保険証への移行に関し、自治体や関係機関との十分な連携や丁寧な広報による国民不安の払拭について政策要望をしたところでございます。

また、本年でございしますが、5月15日にも重大な影響を及ぼす取組を行う際には、国民の不安を払拭し、自治体及び関係機関の負担を増大させないよう、国においてもあらかじめ十分な対応を行うよう政策要望を行ったところでございます。

今後、マイナ保険証への移行のような重大な影響を及ぼす取組を行う際には、国においてあらかじめ十分な対策を行うということを要望したところでございまして、引き続き、必要な内容につきましては、国に要望していきたいと思っております。

達田良子委員

マイナ保険証につきましては、とにかく紙の保険証、今のままのものを残してもらいたいという声が非常に大きかったんです。だけど、マイナ保険証ということでやっておりますけれども、今、マイナ保険証を持っていなくても、紙の保険証を持って行って、何の不便もなく医者にかかっているわけなんです。

今の普及状況は、どうなっているのでしょうか。

穂葉情報政策課長

マイナ保険証の普及状況について御質問を頂きました。

まず、マイナンバーカードの普及状況でございしますが、令和7年5月末時点におきまして、県内の保有枚数は54万5,455枚となっております。人口比にしますと約76.8%の方がお持ちということになってございます。

次に、マイナンバーカードの保険証利用登録状況につきましてでございます。

こちらは厚生労働省が保険者ごとに集計しておりまして、都道府県別の登録数というのは公表されておきませんが、令和7年4月末時点におきましては、全国における登録件数は8,391万6,088件でありまして、カード保有枚数に対します登録率は約85.5%となっております。

達田良子委員

マイナ保険証を全員が持っているわけではないので、持っていない人もおりますけれども、今後、更新とかいろいろあると思いますが、お体の不自由な方とか、いろいろと問題がいわれておりますが、持っていない人が今後、医者にかかるとき、持っていないでも大丈夫なのか。

今までの保険証が、また自治体から資格証という形で送られてくるので大丈夫なのかどうか、その点お伺いしておきたいと思っております。

穂葉情報政策課長

マイナンバーカードを取得していない方や、マイナンバーカードの健康保険証利用登録

をしていない方につきましては、申請によらず保険者から資格確認書が送付されますので、従来どおり保険診療を受けることが可能となっております。

達田良子委員

国のホームページなどを見ましても、持っていなくても大丈夫ですというようなことが書かれていますが、ただ県からは、そういうお知らせというのが、分かるような形では余りされていないように思うんです。

御心配されている方に対して、持っていなくても大丈夫だよというイラスト入りで、国のホームページがありますが、そういうのもきちんと転載するなりして、お知らせしていくべきではないかと思うのですけれども、その点はどうなのでしょう。どこかでしているのですか。

亀葉情報政策課長

マイナ保険証への円滑な移行を促進するための取組につきましては、県においても取り組んでおります。例えば今年度でいいましたら、市町村の窓口に出向くことが困難な福祉施設等入居者の方を対象に出張申請受付のサポートなども実施しておりまして、マイナ保険証の制度やメリットですとか、移行への不安の払拭に対しても、併せて対応するように努めているところでございます。

達田良子委員

今までの紙の保険証を残してくださいという大きい声が上がっているにもかかわらず、無理矢理に導入してしまったという経過もございます。

ただ、県民が望んでいるような、医者にかかりやすい方向で、こういうふうにしたら大丈夫なんですということを、きちんと示していただきたいと思いますので、その点よろしくお願いいたします。

それと、ここで書かれておりますデータ連携基盤の共同利用ですけれども、国は自治体におけるデータ連携基盤の利用を促しているが、データ連携基盤の定義を含め、国としての将来的な全体像が明確に示されていないということなんです。これはどういうことなのでしょう。

亀葉情報政策課長

データ連携基盤とは、一般的には分野や地域の垣根を越えたデータ連携を可能にすることで、まちと人の情報をつなげ、複雑な地域課題の解決や新しいサービス創出を実現するための基盤とされているところでございます。

国が明確な将来的な全体像を示していないという状況ではございまして、本県におきましては、データ連携基盤の導入済みの自治体というわけではございませんが、データ連携基盤の在り方を検討するために各種研究会などに参加しまして、先進自治体の取組事例や知識の情報収集を行っているところでございます。

データ連携基盤は、住民の利便性の向上とデジタル技術を活用した地方創生の実現にも寄与し得るものと考えているところでございまして、引き続き情報収集を行いながら、他

の自治体の先進事例を参考にしつつ、データ連携の在り方について、しっかりと研究していきたいと思っております。

達田良子委員

データ連携基盤の有効活用による住民の利便性の向上とか、それからデジタル技術を活用した地方創生の実現と、何かすごく夢があるようなことが書かれているのですが、今、徳島県内でデータ連携基盤を導入済みの自治体はないということなんです。市町村からの具体的なニーズもないと。他県で導入済みの自治体は、たくさんあるのですか。

亀葉情報政策課長

全国でデータ連携基盤を導入している自治体は、90程度あると聞いてございます。

達田良子委員

まだまだ今は少ない状況なんです。

そういう中で、サービスのユースケースの創出例が非常に少ない。だけれども導入、運用に係る財政的負担が大きいとか、例が少ないとか、いろいろな課題があって、検討の見通しが立てられないということが書かれているのです。

検討の見通しが立てられないにもかかわらず、住民の利便性向上とか、デジタル技術を活用した地方創生の実現につなげていくんだという、そこが理解できないんです。

利便性の向上に本当に役立つかどうか検証できないのに、なぜこういうことが予想できるのかというのは、これも財政的な負担が掛かってきますから、国も県もお金が掛かることです。そういう全然検証できないことにお金を使うよりも、県民の皆さんが望んでいるような方向で、利便性を高めていくべきではないかと思うんですが、今後も無理矢理に広めていこうという姿勢なのでしょうか。

亀葉情報政策課長

繰り返しになる部分もございますが、データ連携基盤は住民の利便性向上及びデジタル技術を活用した地方創生の実現にも寄与し得るものと考えているところでございます。

導入自治体の例も踏まえ、慎重に検討しながら、データ連携基盤の在り方につきまして、しっかりと研究してまいりたいと思っております。

達田良子委員

マイナンバーを導入しますといった時から、個人情報の流出とか、大きな問題になっていくのではないかとということで、私どもは一貫して反対してきたのです。こういうふうに進んでいくにしろ、きちんとしたケースがあって検証ができると。そういうことがあって初めてこういうふうにしますという方針も立てていけると思うんですが、これを見ますと、検討の見通しもない中で進めていこうとするのはおかしいと思いますので、そういう県の姿勢を改めていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それからもう一つ、今回、地域連携課地域創生担当で、徳島県持続可能な地域力創造支援費補助金ということで補助金の募集を行っておりますが、この補助金制度について教え

ていただけたらと思います。

平島地域連携課長

ただいま達田委員から、徳島県持続可能な地域力創造支援費補助金についての御質問を頂きました。

本県には地域づくりに精力的に取り組む団体や集落があり、例えば那賀町では農村舞台での活動、また勝浦町のビッグひな祭りが、これまで総務大臣表彰を受賞するなど、全国モデルとなる活動が多く息づいているところでございます。

しかし、県内には人口減少や少子高齢化による活動者の後継者不足により、活動内容の縮小化や活動停止を余儀なくされている地域もあるところでございます。

こうした状況を踏まえ、当該補助金は集落機能の維持、さらには地域活力の向上を目的に地域運営組織、例えば自治会等が、その地域ならではの魅力を生かしながら地域活性化や地域課題解決に取り組んでいただけるよう補助対象経費の2分の1、上限20万円を補助するものでございます。

加えて、地域の活動に大学や企業など地域外の方にも持続的に関わっていただけるよう、大学や企業との連携、協働する場合には、補助金の上限を50万円に引き上げております。

県といたしましては、地域運営組織等を支援することで、将来的に人々が快適で安心な暮らしを営む地域づくりにつなげてまいりたいと考えております。こういったものが補助金の趣旨、概要でございます。

達田良子委員

今おっしゃったように少子化や高齢化で、地域の様々なイベントや取組もなかなか進められないという悩みを、各地域でお持ちだと思うんです。これまでやってきたイベントが今年はやらない、担い手がいないというような悩みもたくさんあります。

そういう中で、この補助金制度が、そうした地域の助けになって、やはりここの地域を盛り上げていこうということにつながっていくのかということでお聞きします。

例えば地域の催しといいますと、どうしても昔からある神社のお祭りであるとか、お寺の催しであるとか、結局は宗教に関わる催しが、主だって、地域が総出でお祭りを開催するとかやっておりますけれども、そういうふうなところにも使えるんでしょうか。

平島地域連携課長

ただいま達田委員から、神社やお寺のお祭りにも使えるのかという御質問を頂きました。

今回のチラシと一緒に上げさせていただいております募集要項に、補助対象者については宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこととしておりますので、神社やお寺が主催のお祭り、イベントは対象外となります。

ただし、地域団体が主催しているお祭りなどについては、様々な形態も想定しておりますことから、個別に御相談いただければと考えております。

達田良子委員

地域によっては、子供のためのいろんなイベントをやろうということで、子供祭りとか、

地域の花火大会とか、今までは神社のお祭りの中でやっていたけれども、そうではなくて単独で、花火大会なら花火大会、子供祭りなら子供祭りというような取組をしているところがあるんです。

そういう中で、昔ながらのおみこし担ぎとか、神社とは離れて子供たちがおみこしを作って担いでいこうとか、そのようなものもあります。何か宗教がかっているように見える人もいらっしゃるのですが、そういうのも大丈夫なんですか。

平畠地域連携課長

先ほど達田委員から、宗教がかっているイベントについてどうかというお話を頂いております。

それぞれの地域のイベントについては、それぞれの状態とか多々あると思います。そこについては個別判断していきたいということでございますので、こういった団体がこういったことをしていきますと、まずは具体的なプランを挙げていただきまして、御相談をいただければというふうに考えております。ケース・バイ・ケースで考えております。

達田良子委員

この取組は、今回が初めてだと思いますので、実施してみて地域が生き生きしてきたと、みんなが横のつながりもできて、今まで何もできなかったけど、いろんな人と出会うこともできたというような、良い取組になれば、また次の年も頑張ってみようという、地域の活性化につながっていくのではないかと思います。

ですから、県が示しているような、こういう取組でしたら大丈夫なんですという見本といただけますか、例示ですね、そういうのももう少し分かりやすく示していただけたら有り難いかなと思います。その点、分かりやすい例示とPR、6月30日までで日がありませんので、是非分かりやすいPRをしていただけたらと思いますので、よろしくお願いして終わります。

庄野昌彦委員

事前委員会で指定管理制度の見直しについてということで少し発言させていただきました。

今回、令和7年度に更新する施設が12とお聞きしたのですが、あすたむらんど徳島とか産業観光交流センター、西部防災館等、12ございます。多くは申しませんけれども、過去には県の外郭団体ということで、県職員の給料とかに準じた形で、二十何歳で入れば60歳ぐらいまで勤務ができたというふうな、そうした施設に勤務されておられる方が、指定管理ということで、私からすれば、不安定就労といいますか、例えば3年なり5年なりの非正規の雇用労働者を作っていく指定管理制度ということで、そういう面では労働者にとっては厳しい制度の導入だと発言したのを覚えています。

今回新たに、県外の方が県内の方と言わばJV等々を組んで申し込めば、選定委員会でいろんな審査を経た中で、そういうところに置き換わる可能性もあるということで、そのときに県内のそこで働いておられる労働者が、取れなかったら、期限が来れば失業するわけですから、県内で働いておられる方々の雇用を守るという意味で、是非そういう視点も入れていただきながら、選定委員会で十分御議論いただきたいと思います。

この点について事前委員会でもお聞きしましたが、何かございましたらお願いしたいと思います。

小山人事課長

ただいま庄野委員から、この度の指定管理者制度の見直しによりまして、県外の企業の参入の要件が一部緩和される点について、県内の雇用の安定性とか継続性の確保という観点で、懸念の声を頂いたかと思っております。

この制度を導入する際には、そういった懸念の議論があったことは十分承知しております。また、県外企業の参加要件緩和によりまして新規参入が促進されることで、指定管理者が仮に交代した場合について、県民の雇用が奪われるといったような観点での課題につきましては、非常に重たい課題であると認識はしております。

けれども、そもそも競争性を確保しまして効率的な管理運営につなげるという指定管理者制度の趣旨に鑑みますと、その点につきまして、まずは従前の事業者が負うべきものであると思っております。当該課題を完全に回避するということは、非常に難しいものがあると考えておる次第でございます。

一方では、他県で、現在承知している範囲では、市町村レベルにはなりますけれども、募集要項等において地元雇用であるとか、正規職員の継続雇用への配慮を求めている事例もございますので、所管課とも情報共有しまして、こうした事例も参考に、適正な競争を阻害しない範囲で、こういったことができるか考えていきたいと思っております。

庄野昌彦委員

県内の方々の雇用という問題も非常に重要なことでございますので、今の答弁で結構だと思いますが、そうした継続した雇用の問題も、大きな課題として臨んでいただきたいと申し上げておきたいと思えます。

それと、この度、県職員の人材育成・確保基本方針ということで、事前委員会で頂きまして、プリントアウトいたしました。

いろんな意味で、県の職員になりたいという人が、いろんな部分で競争率が落ちてきたり、民間のほうの給料がかなり高いということも、新規採用の判断に少しあるのかなというふうに思いますが、優秀な人材をきちんと採用して、これからの徳島県の将来に向けて、是非頑張っていたきたいと思えます。

代表質問で元木議員が、年代の偏りとかを言われていましたけれども、ここに書いてある中で、私も今まで見てきましたけど、獣医師とか、採用困難に対する言わば障がい者も含めた取組とかを求めてきましたけれども、それらは各県も同じような状況でございますので、アンテナを高くして、どうやったら採用できるのかということも、是非考えていただきたいと思えます。今までにも増して、採用困難な専門職、建築土木などもそうですけれども、頑張っていたきたいと思えます。

それと重要なのは、お隣の兵庫県でも、知事がいろいろな面で言われていますが、徳島県においても知事と幹部職員、若手職員もそうですけれども、風通しがよくて何でも言えるようなスタイルが私は必要だと思うんです。

幹部職員の皆様方が、いや、方針がおかしいのではないですかとか、そういうことをな

なかなか言えないのだろうと思うのですが、言わなければいけないときはあると思うんです。僕、ざっくりと言っていますけれども。

だから知事戦略局の中でも知事にイエスマンでは絶対駄目だと思うんです。それを部下は見ていますから。

新たなことにチャレンジしようとか、従前からやってきた事業が大きく変更されるような場合に、そうした場合にどうなりますとかということを進言してあげる職員がいないと、知事は裸の王様になってしまう可能性がありますので、その辺若い職員さんは、課長さんとか、部長さんとかの動向を見ていると思います。

だから、私は風通しのよい職場づくりは絶対必要と思っていて、それには自由に知事にもものが言えるような、そういう状況を作っていくという、これが幹部職員さんのやらないといけないことなのだろうと思いますけれども、やっておられますでしょうか。

今の状況で皆さん方が感じてみて、何でも知事に言えるかどうかというのを少しお尋ねしたいと思います。言えないなら言えないでいいのですが、私はそこが大事だと思うんです。多分。どうでしょうか、言える範囲で。

一ノ宮知事戦略局秘書室長

ただいま、知事と県庁内の幹部職員とのコミュニケーションに関する御質問というふうに受け止めました。

当然ながら、知事と各部の幹部職員が意思疎通を図ることは重要なことであると、常々認識しているところでございます。

一方、知事のスケジュールを管理する我々、知事戦略局といたしましては、様々な方との面会とか、行事への出席など、多忙な知事のスケジュールの中でも可能な限り、知事が各局の幹部の皆様方とのコミュニケーションが図れるよう努めているところでございます。

庄野昌彦委員

そうした風通しの良さ、部下といいますか職員が、係長とかが課長に対してものが言える雰囲気、それから知事や副知事に対しても、幹部職員の皆さん方が、これはちょっととか、これはこうしたほうがいいのではないですかとか、そういうふうなことを言える雰囲気、そういうことを醸し出しているのだろうと思うんですけれども、私はその辺が大事であらうと思います。

そんなこと何を言っているんだということを、多分知事は言わないと思うのですが、そういう風通しの良い県庁、これが私は、県民のための新たなすばらしい展開を引き出していくようなキーワードになるのだろうと思いますので、その辺、是非言ってください。

もし何か進言して、大きく叱られたり、お前は何を言っているんだ、人事で飛ばすぞとか言われるようなことがあったら言ってきてください。これは変なことですから、私はきちんと議会もチェックしなければいけないと思います。職員は、なかなか、親分というか知事に対しては真正面から、いやこれは違うと思うとは言いにくいと思うけれども、これからそんなこともひよっとしたら出てくるかも分からないので、是非その辺お願いしておきたいと思います。

それと、前は総務課があったのですが、例えば米軍のジェット機の低空飛行のことについてどうですかとかいうときは、総務課が対応してくれていたのだけど、今回はどこになるのですか。

内海政策企画課長

今、庄野委員からお話がありました案件につきましては、危機管理部に移管となっております。

庄野昌彦委員

分かりました。

ちょうど今年は戦後80周年なので、平和についての事業等々についてお聞きしようと思ったのですが、これはこれで置いておきます。

古野司委員長

ほかに、質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

知事戦略局・企画総務部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、知事戦略局・企画総務部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、
議案第7号

次に、請願の審査を行います。

お手元の請願文書表を御覧ください。

それでは、請願第6号、日本政府が「日本国憲法の理念」を生かし、イスラエル・パレスチナ紛争の即時停戦、人道支援の徹底、早期の平和的解決に全力を尽くすことを求める請願を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

佐藤企画総務部長

請願第6号、日本政府が「日本国憲法の理念」を生かし、イスラエル・パレスチナ紛争

の即時停戦、人道支援の徹底、早期の平和的解決に全力を尽くすことを求める請願について、国の動向等を説明させていただきます。

一昨年10月、ハマス等のパレスチナ武装勢力のイスラエルへの攻撃によって、一般市民が犠牲となるとともに人質として拘束されたことを受け、イスラエル軍が、自国及び自国民の安全確保のために、ハマスが事実上掌握するガザ地区に対して空爆や地上作戦を行う中、一般市民にも犠牲が生じております。

こうした中、日本政府におきましては、昨年11月に、G20首脳宣言において、中東危機の激化による人道状況の悪化に懸念を示し、停戦に向けた取組への支持を表明する中、今年1月には、ハマスによる人質の一部解放とイスラエル軍のガザからの漸次撤収などを内容とする、6週間の停戦合意が発効されました。

しかし、第1段階の期限後、第2段階への移行が実現していないことから、今年3月には、G7共同声明において、ハマスへの人質解放と、ガザ地区への人道支援の再開及び恒久的な停戦への支持を再確認いたしました。

また、6月16日、G7首脳声明におきましても、ガザにおける停戦を含む、中東における広範な敵対行為の沈静化を強く求めました。

日本政府においては引き続き、外交努力を通じ関係国、関係機関との間で意思疎通を行いつつ、人道状況の改善、復興及び統治に関する国際的な努力に積極的に関与し、長期的な地域の平和と安定の確保に向け、粘り強く取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

古野司委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「採択」と言う者あり）

（「継続」と言う者あり）

それでは、御意見が分かれたので、まず継続審査についてお諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの（起立採決）

請願第6号

これをもって、知事戦略局・企画総務部関係の審査を終わります。

以上で、本日の総務委員会を閉会いたします。（14時07分）